

一部事務組合等の取扱い(その2)(案)について

一部事務組合等の取扱い(その2)について、次のとおり提案する。

- 1 加世田地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産及び職員の身分取扱いについては、新市に引き継ぎ、新市の直轄事業として実施する。
枕崎地区消防組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合、加入又は委託する範囲は旧坊津町の区域とする。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時まで調整する。
また、新市においては、更なる広域再編を目指して調整に努める。
- 2 薩南火葬場組合については、加世田市、笠沙町、大浦町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。
枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合、加入又は委託する範囲は旧坊津町の区域とする。
なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時まで調整する。
- 3 薩南衛生処理組合(し尿処理)については、加世田市、笠沙町、大浦町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。
枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合の加入又は委託する期間は当分の間とし、範囲については旧坊津町の区域とする。
なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時まで調整する。
- 4 薩南衛生処理組合(ごみ処理)については、合併の日の前日をもって当該組合の共同処理事務から削除し、合併の日から新市の帰属事務として、旧加世田市、旧笠沙町、旧大浦町及び旧金峰町の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理につい

ては当分の間、枕崎地区衛生管理組合に加入又は委託する方向で調整する。

枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合の加入又は委託する期間は当分の間とし、範囲については旧坊津町の区域とする。

なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時まで調整する。

- 5 火葬、し尿、ごみ処理については、安定的・効率的な運営を図るため、これらの処理を新市及び近隣関係市町と共同処理が行えるように、一部事務組合を広域再編する方向で調整する。
- 6 南薩介護保険事務組合の構成団体である加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。
- 7 土地開発公社については、次のとおりとする。
 - (1) 加世田市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
 - (2) 鹿児島県市町村土地開発公社笠沙町支社、大浦町支社、坊津町支社及び金峰町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県市町村土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

平成17年 1 月 1 2 日提出

川辺地区合併協議会 会長 川 野 信 男

川辺地区合併協議会の調整内容

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い(その2)	専 門 部 会 名	総 務 部 会 (交 通 防 災 分 科 会)
		関 係 項 目	消 防 組 合
調 整 方 針	加世田地区消防組合については、合併の日の前日をもって、当該組合を解散し、財産及び職員の身分取扱いについては、新市に引き継ぎ、新市の直轄事業として実施する。 枕崎地区消防組合の構成団体である坊津町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合、加入又は委託する範囲は旧坊津町の区域とする。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時までに調整する。 また、新市においては、更なる広域再編を目指して調整に努める。		

団 体 名	加世田地区消防組合	枕崎地区消防組合	備 考	
設 立 年 月 日	昭和51年3月1日	昭和49年3月1日		
構 成 市 町	加世田市、笠沙町、大浦町、金峰町	枕崎市、坊津町、知覧町、川辺町		
所 在 地	消防本部・加世田消防署 加世田市武田19448番地 大笠分遣所 笠沙町赤生木295番地 金峰分遣所 金峰町中津野496番地6	消防本部・枕崎消防署 枕崎市立神本町346番地 川辺分遣所 川辺町平山6934番地1 知覧分遣所 知覧町西元14606番地1 坊津分遣所 坊津町泊161番地7		
職 員 数 (平成15年4月1日現在)	職員総数 71名 うち組合採用職員数 69名 うち加世田市派遣職員数 2名	職員総数 104名 うち枕崎市派遣職員数 48名 うち坊津町派遣職員数 18名 うち知覧町派遣職員数 20名 うち川辺町派遣職員数 20名		
平成15年度 各市町負担金	加世田市 376,598千円 笠沙町 91,313千円 大浦町 73,817千円 金峰町 154,218千円 計 695,946千円	平成15年度消防組合予算額 713,760千円	枕崎市 330,587千円 坊津町 104,911千円 知覧町 179,330千円 川辺町 191,923千円 計 806,751千円	平成15年度消防組合予算額 821,443千円
財 産	【土地】 消防本部・加世田消防署敷地 4,930.24㎡ 大笠分遣所敷地 2,355.53㎡ 金峰分遣所敷地 2,929.00㎡ 長屋山無線局舎敷地 50.00㎡	【建物】 消防本部・加世田消防署 1,552.39㎡ 大笠分遣所 253.38㎡ 金峰分遣所 245.00㎡ 長屋山無線局舎 24.39㎡ 【車両】 16台	【土地】 消防本部・枕崎消防署敷地 3,254.69㎡ 坊津分遣所敷地 522.60㎡ 知覧分遣所敷地 1,457.34㎡ 川辺分遣所敷地 502.93㎡	【建物】 消防本部・枕崎消防署 1,148.78㎡ 坊津分遣所 184.00㎡ 知覧分遣所 352.50㎡ 川辺分遣所 373.40㎡ 【車両】 25台

川辺地区合併協議会の調整内容

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い(その2)	専 門 部 会 名	住 民 部 会
		関 係 項 目	環 境 衛 生 関 係
調 整 方 針	<p>1 火葬 薩南火葬場組合については、加世田市、笠沙町、大浦町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合、加入又は委託する範囲は旧坊津町の区域とする。なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時までに調整する。</p> <p>2 し尿 薩南衛生処理組合(し尿処理)については、加世田市、笠沙町、大浦町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合の加入又は委託する期間は当分の間とし、範囲については旧坊津町の区域とする。なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時までに調整する。</p> <p>3 ごみ 薩南衛生処理組合(ごみ処理)については、合併の日の前日をもって当該組合の共同処理事務から削除し、合併の日から新市の帰属事務として、旧加世田市、旧笠沙町、旧大浦町及び旧金峰町の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理については当分の間、枕崎地区衛生管理組合に加入又は委託する方向で調整する。枕崎地区衛生管理組合の構成団体である坊津町については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入又は委託する方向で調整する。この場合の加入又は委託する期間は当分の間とし、範囲については旧坊津町の区域とする。なお、財産及び職員の身分等の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併時までに調整する。</p> <p>4 火葬、し尿、ごみ処理については、安定的・効率的な運営を図るため、これらの処理を新市及び近隣関係市町と共同処理が行えるように、一部事務組合を広域再編する方向で調整する。</p>		

組 合 名 称	薩 南 衛 生 処 理 組 合	薩 南 火 葬 場 組 合	枕 崎 地 区 衛 生 管 理 組 合						
設 立 年 月 日	昭和39年7月9日	昭和46年8月2日	昭和47年4月1日						
構 成 市 町	加世田市、笠沙町、大浦町、金峰町、川辺町、吹上町 (川辺町、吹上町は、し尿のみ)	加世田市、笠沙町、大浦町、金峰町、吹上町	枕崎市、坊津町、知覧町						
事 務 所 及 び 施 設 の 位 置	薩南衛生処理組合事務局	加世田市川畑2648番地	薩南火葬場組合事務局	(薩南衛生処理組合と同じ)	枕崎地区衛生管理組合事務局	枕崎市火之神岬町885番地			
	し尿処理場	加世田市村原寺田畑3457番地	白亀火葬場	加世田市白亀1458番地2	内鍋清掃センター	(同上)			
	最終処分場 (南さつまクリーンセンター)	日置郡金峰町花瀬字垂門215番地1			共同斎場	枕崎市若葉町286番地			
	【南薩西部清掃センター】 <休止>	-			衛生センター	枕崎市道野町79番地			
					知覧中継所	知覧町大字郡鞍曲15276番地			
				知覧最終処分場	(同上)				
管 理 者 等	管 理 者	加世田市長	川 野 信 男	管 理 者	加世田市長	川 野 信 男	管 理 者	枕崎市長	神 園 征
議 会	議員定数	12名	加世田市2名 笠沙町2名 大浦町2名 金峰町2名 川辺町2名 吹上町2名	議員定数	10名	加世田市2名 笠沙町2名 大浦町2名 金峰町2名 吹上町2名	議員定数	9名	枕崎市4名 坊津町2名 知覧町3名
共 同 処 理 事 務	1. し尿等のくみ取りに関すること。		加世田市 笠沙町 大浦町 金峰町 吹上町 川辺町	火葬場の設置、経営及び管理		加世田市 笠沙町 大浦町 金峰町 吹上町	1. ごみの収集運搬並びにごみ処理施設の設置及び維持管理に関すること。		枕 崎 市 坊 津 町 知 覧 町
	2. し尿等の処理施設の設置及び維持、管理に関すること。					2. し尿処理施設の設置及び維持管理に関すること。			
	1. ごみの処理に関すること。		加世田市 笠沙町 大浦町 金峰町			3. 火葬場の設置及び維持管理に関すること。			
	2. ごみの処理施設の設置及び維持、管理に関すること。								

川辺地区合併協議会の調整内容

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い(その2)	専 門 部 会 名 関 係 項 目	住 民 部 会 環 境 衛 生 関 係
---------	------------------	----------------------	------------------------

名 称	薩 南 衛 生 処 理 組 合 薩 南 火 葬 場 組 合	枕 崎 地 区 衛 生 管 理 組 合	備 考
火 葬 場	施設名称	白 亀 苑 (昭和47年竣工)	共 同 斎 場 (平成3年竣工)
	面 積	343.40㎡	739.61㎡
	施設規模	火葬炉(3基)：汚物炉(1基)	火葬炉(3基)：汚物炉(1基)
	構 造	鉄筋コンクリート(一部鉄骨)平屋建	R C造一部2階建て
し 尿 処 理 場	施設名称	し尿処理場(昭和54年竣工)	衛生センター(昭和42年竣工)
	面 積	2,064.42㎡	456.68㎡
	処理能力	116 k l /日	45 k l /日
	構 造	鉄筋コンクリート2階建(投入棟、処理棟、管理棟)	R C造
ご み 処 理 場	施設名称	【南薩西部清掃センター<休止>】	内鍋清掃センター(平成9年竣工)
	面 積	-	3,888.34㎡
	処理能力	-	112.5 t /日(24 h)
	炉の形式	-	流動床焼却炉:56.2 t × 2炉
	粗大ごみ処理施設	-	破碎処理設備:20 t /5 h 破碎前処理設備:10 t /5 h
	構 造	-	R C造
	ご 中 継 場	施設名称	-
最 終 処 分 場	面 積	-	1,165.44㎡
	処理能力	-	30 t /5h
最 終 処 分 場	施設名称	南さつまクリーンセンター(平成10年竣工)	知覧最終処分場(平成7年竣工)
	施設規模	65,000m ³ (埋立容量)	143,000m ³ (埋立容量)

川辺地区合併協議会の調整内容

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い(火葬場)	専 門 部 会 名	住 民 部 会
		関 係 項 目	環 境 衛 生 関 係

区 分		各 市 町 の 現 況					調 整 の 具 体 的 内 容	
		加 世 田 市	笠 沙 町	大 浦 町	坊 津 町	金 峰 町		
		薩 南 火 葬 場 組 合			枕 崎 地 区 衛 生 管 理 組 合	薩 南 火 葬 場 組 合		
火 葬 場 使 用 料	施 設 名 称	白 亀 苑			共 同 斎 場	白 亀 苑	使用料については、住民負担の公平の観点から、合併時までに調整に努める。	
	構 成 市 町 内	13歳以上	1 体につき 4,000 円	同 左	同 左	同 左		同 左
		13歳以下	1 体につき 2,500 円	同 左	同 左	1 体につき 3,000 円		加世田市、笠沙町及び大浦町と同じ
		死産児	1 胎につき 2,000 円	同 左	同 左	同 左		同 左
		改葬改骨	1 棺につき 2,500 円	同 左	同 左	1 棺につき 2,000 円		加世田市、笠沙町及び大浦町と同じ
		出産汚物	1 件につき 1,000 円	同 左	同 左	1 件につき 200 円		加世田市、笠沙町及び大浦町と同じ
	構 成 市 町 外	13歳以上	1 体につき 20,000 円	同 左	同 左	1 体につき 30,000 円		加世田市、笠沙町及び大浦町と同じ
		13歳以下	1 体につき 15,000 円	同 左	同 左	1 体につき 22,000 円		加世田市、笠沙町及び大浦町と同じ
		死産児	1 胎につき 12,000 円	同 左	同 左	1 胎につき 11,000 円		加世田市、笠沙町及び大浦町と同じ
		改葬改骨	1 棺につき 15,000 円	同 左	同 左	1 棺につき 11,000 円		加世田市、笠沙町及び大浦町と同じ
出産汚物		1 件につき 2,000 円	同 左	同 左	1 件につき 1,500 円	加世田市、笠沙町及び大浦町と同じ		

川辺地区合併協議会の調整内容

協 定 項 目	一部事務組合の取扱い(その2)	専 門 部 会 名	福 祉 部 会
		関 係 項 目	南 薩 介 護 保 険 事 務 組 合
調 整 方 針	南薩介護保険事務組合の構成団体である加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町及び金峰町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。		

	現 況	備 考
設 立 年 月 日	平成11年3月19日	
構 成 市 町	加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町、金峰町、枕崎市、知覧町、川辺町	
事 務 所 の 位 置	加世田市川畑2648番地(加世田市役所内)	
共 同 処 理 事 務	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定(これらの申請の受付を除き、認定、更新、変更又は取消しの行為及びその行為に関連するすべての事務を含む。)に関する事務を共同処理する。	
組 織 及 び 職 員 数	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 1人 ・総務係 4人 (係長1人、係員3人) ・認定審査係 9人 (係長1人、係員8人) 職員構成(平成16年1月1日現在) 派遣職員 11人(加世田市2人、笠沙町0人、大浦町1人、坊津町1人、金峰町1人、枕崎市2人、知覧町2人、川辺町2人) 専任職員 2人 嘱託 1人	
負 担 割 合 等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費 (それぞれの派遣元市町の負担) ・均等割 (負担金総額の100分の30:組合格約第13条) ・人口割 (負担金総額の100分の70に相当する額:関係市町の直近の国勢調査による65歳以上の人口割で算出) 	
財 産 等 (平成15年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・備品 (公用自動車1台、認定審査業務用電算機器一式など) ・基金 (専任職員に係る退職手当積立金) 	

土地開発公社の状況

(平成15年度末現在)

区分	加世田市	笠沙町	大浦町	坊津町	金峰町
名称	加世田市土地開発公社	鹿児島県市町村土地開発公社 笠沙町支社	鹿児島県市町村土地開発公社 大浦町支社	鹿児島県市町村土地開発公社 坊津町支社	鹿児島県市町村土地開発公社 金峰町支社
住所	加世田市役所内	笠沙町役場内	大浦町役場内	坊津町役場内	金峰町役場内
設立日	昭和49年10月3日	昭和48年3月31日	昭和48年3月31日	昭和61年4月1日	平成4年4月1日
役員定数等	理事12名以内(うち理事長1名) 監事 2名 任期 2年	理事 1名 監事 2名 任期 4年	理事 1名 監事 2名 任期 4年	理事 1名 監事 2名 任期 4年	理事 1名 監事 2名 任期 4年
職員数等	事務職員 3名(内1名は市出向職員)	事務職員 3名(町事務兼務)	事務職員 4名(町事務兼務)	事務職員 3名(町事務兼務)	事務職員 6名(町事務兼務)
業務状況	<p>【公有地取得事業】</p> <p>1 網揚地区 ・面積 217,031.3m² ・価格 632,078,865円</p> <p>2 旧鹿児島交通線用地 ・面積 111,462.0m² ・価格 76,046,304円</p> <p>3 矢ヶ宇都迫地区 ・面積 14,032.0m² ・価格 14,312,633円</p> <p>4 他7地区 ・面積 39,589.62m² ・価格 568,147,290円</p> <p>【土地造成事業】</p> <p>1 津貫三二団地用地 ・面積 4,198.22m² ・価格 33,377,894円</p> <p>【あっせん等事業】</p> <p>1 一般農道整備事業万世地区 2 法定外公共物譲与申請図書作成業務 3 加世田合同庁舎用地取得交渉業務</p>	現在, 事業実績なし	<p>【公有地取得事業】</p> <p>無し</p> <p>【土地造成事業】</p> <p>1 坂下下堀土地造成事業 ・面積 395.05m² ・価格 3,305,899円</p> <p>【あっせん等事業】</p> <p>無し</p>	現在, 事業実績なし	<p>【公有地取得事業】</p> <p>1 木花館駐車場用地取得事業 ・取得面積 2,675.7m² ・取得価格 26,847,226円 15年度中に処分済</p> <p>【土地造成事業】</p> <p>1 大野住宅団地造成事業 ・面積 2,311.43m² ・価格 10,271,278円</p> <p>【あっせん等事業】</p> <p>無し</p>

土地開発公社の状況

(平成15年度末現在)

区分	加世田市	笠沙町	大浦町	坊津町	金峰町
財産及び 債務	<p>【基本財産の額】1,000,000円</p> <p>【財産目録】</p> <p>資産合計： 1,391,350,374円 負債合計： 844,114,172円 差引純財産： 547,236,202円 (特定引当金, 準備金等)</p> <p>【保有土地の状況】</p> <p>11地区 386,313.14 m² 1,323,962,986円</p> <p>【借入金の状況】</p> <p>843,925,000円</p>	<p>【出資金】1,575,400円</p> <p>【財産目録】 該当項目なし</p>	<p>【出資金】1,128,700円</p> <p>【財産目録】</p> <p>資産合計： 5,547,532円 負債合計： 0円 差引純財産： 5,547,532円</p> <p>【保有土地の状況】</p> <p>1件 395.05m² 3,305,899円</p> <p>【借入金の状況】</p> <p>0円</p>	<p>【出資金】1,838,600円</p> <p>【財産目録】 該当項目なし</p>	<p>【出資金】2,502,300円</p> <p>【財産目録】</p> <p>資産合計： 20,998,332円 負債合計： 1,000,000円 差引純財産： 19,998,332円</p> <p>【保有土地の状況】</p> <p>3件 2,311.43m² 10,271,278円</p> <p>【借入金の状況】</p> <p>1,000,000円</p>

近隣地域における共同処理の状況

	し尿処理	ごみ処理	火葬場	消防・救急	介護保険
枕崎市	枕崎地区衛生管理組合			枕崎地区消防組合	南薩介護保険事務組合
知覧町					
坊津町					
川辺町		単 独	単 独		
加世田市	薩南衛生処理組合		薩南火葬場組合	加世田地区消防組合	
笠沙町					
大浦町					
金峰町					
吹上町					
日吉町	単 独	日置地区塵芥処理組合	西薩火葬場組合	日置地区消防組合	日置広域連合
伊集院町	単 独				
東市来町					
市来町	串木野市・市来町・東市来町衛生処理組合	単 独			
串木野市		串木野樋協清掃組合	単 独	単 独	
山川町	指宿広域市町村圏組合		単 独	指宿地区消防組合	指宿広域市町村圏組合
穎娃町			単 独		
開聞町			無		
指宿市			指宿広域市町村圏組合		

川辺地区合併協議会の調整内容

調整項目	一部事務組合の取扱い	専門部会名 関係項目	住民部会 環境衛生関係
------	------------	---------------	----------------

関係協議会		調整方針
協議会名	調整方針	
<p>日置中央合併協議会</p> <p>新市名 日置市</p> <p>合併期日 平成 16 年 5 月 1 日</p> <p>合併方式 新設合併・市制施行</p> <p>構成団体 東市来町、伊集院町 日吉町、吹上町</p> <p>人口規模 53,391 人</p>	<p>1 鹿児島県市町村職員退職手当組合、地方公務員災害補償基金鹿児島県支部、鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県市町村職員共済組合、鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県町村交通災害共済組合及び鹿児島県市町村消防補償等組合は、当該組合等及び構成市町村の協議を行い、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>2 公平委員会事務の委託については、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。</p> <p>3 鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合及び町村議会議員共済会鹿児島県支部は、当該組合等及び構成町村の協議を行い、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>4 鹿児島県市町村土地開発公社東市来町支社、同伊集院町支社、同日吉町支社及び同吹上町支社については、合併の日の前日までに鹿児島県市町村土地開発公社を脱退し、解散する。 新市において、改めて鹿児島県市町村土地開発公社に加入する。旧支社の財産及び債務は、新市の公社へ引き継ぐ。</p> <p>5 西薩火葬場組合については、東市来町、伊集院町及び日吉町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。 <u>薩南火葬場組合については、吹上町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。</u></p> <p>6 日置地区塵芥処理組合については、解散し、施設については、新市に引き継ぐ方向で調整する。</p> <p>7 串木野市・市来町・東市来町衛生処理組合については、東市来町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。 <u>薩南衛生処理組合(し尿)については、吹上町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。</u></p> <p>8 日置広域連合(介護保険事業)については、新市の直轄事業として行うため、東市来町、伊集院町、日吉町及び吹上町は、当該連合及び構成団体と協議の上、合併の日の前日までに解散する方向で調整する。</p> <p>9 日置地区消防組合については、新市の直轄事業として行うため、東市来町、伊集院町、日吉町及び吹上町は、当該組合及び構成団体と協議の上、合併の日の前日までに解散する方向で調整する。 財産及び職員については、合併時まで調整する。</p>	

先進事例（開発公社関係抜粋）

川薩地区法定合併協議会

土地開発公社については、次のとおりとする。

川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甕村支社、下甕村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

串木野・市来合併協議会

土地開発公社については、次のとおりとする。

- (1) 串木野市土地開発公社は、定款変更により、新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
- (2) 鹿児島県町村土地開発公社市来町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

始良中央地区合併協議会

- 1 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
- 2 鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併の日の前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から1年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。
また、各支社の残余財産は新市（土地開発公社）に帰属するものとする。

大隅中央合併協議会

土地開発公社については、次のとおりとする。

鹿屋市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

鹿児島県市町村土地開発公社吾平町支社、輝北町支社及び串良町支社は、合併の前日をもって鹿児島県市町村土地開発公社から脱退する。

出水市・高尾野町・野田町合併協議会

出水市土地開発公社は、新市の土地開発公社として存続し、新市の状況に応じた定款変更等の調整を行う。高尾野町支社及び野田町支社については、合併の前日までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、新市の開発公社に引継ぎ調整する。

関係法令等（条文等抜粋）

地方自治法

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。

一部事務組合... 2以上の普通地方公共団体及び特別区が、消防やゴミ処理など、その事務の一部を共同処理するために設置する地方公共団体の組合。

広域連合..... 2以上の普通地方公共団体及び特別区が、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものにつき、広域計画を作成し、これらの事務の一部を総合的かつ計画的に処理する地方公共団体の組合。

全部事務組合... 2以上の町村が特別の必要がある場合において、その事務の全部を共同処理する地方公共団体の組合。

役場事務組合... 2以上の町村が特別の必要がある場合において、役場事務（町村の執行機関において処理する事務の全部）を共同処理する地方公共団体の組合。

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

土地開発公社：公有地の拡大の推進に関する法律

（設立）

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るため必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

（定款）

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1．目的
 - 2．名称
 - 3．設立団体
 - 4．事務所の所在地
 - 5．役員の定数、任期その他役員に関する事項
 - 6．業務の範囲及びその執行に関する事項
 - 7．基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
 - 8．公告の方法
 - 9．解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

- 第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。
- 2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第6条 法第14条第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1．事務所の所在地の変更
- 2．土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更
- 3．前2号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項

市町村の合併の特例に関する法律

（一部事務組合等に関する特例）

- 第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。